第九十八条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該保険会社の子会社その他当該保険会社と内閣府令で定める密接な関係を有する者に係る当該業務を行おうとするときは、あらかじめ、その旨及びその内容を内閣総理大臣に届け出ることをもって足りる。

第三百三十三条第一項第二十八号中「第九十八条第二項」を「第九十八条第二項本文」に改め、同項第四十三号中「第百二十七条第一項」を「第九十八条第二項ただし書（第百九十九条において準用する場合を含む。）、第百二十七条第一項」に改める。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第十二条　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第十二項中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

第四条第三項第三号中「特定資産」の下に「（不動産その他の特定資産に付随して用いられる特定資産であって、価値及び使用の方法に照らし投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定めるもの（以下「従たる特定資産」という。）を除く。次号において同じ。）」を加える。

第五条第一項第二号及び第五号中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

第九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、資産流動化計画に記載又は記録された事項の変更であって、特定資産の取得の時期の確定に伴う変更その他の軽微な変更として内閣府令で定めるものについては、この限りでない。

第十条第一項中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

第四十条第一項第六号中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改め、同項第七号中「定められた特定資産」の下に「（従たる特定資産を除く。）」を加え、同項第八号を次のように改める。

八　前号の特定資産につき、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ　土地若しくは建物又はこれらに関する権利若しくは資産であって政令で定めるもの　政令で定める不動産鑑定士によるこれらの資産に係る不動産の鑑定評価の評価額

ロ　イに掲げる資産以外の資産　特定目的会社以外の者であって政令で定めるものが当該資産の価格につき調査した結果

第六十四条第一項及び第六十七条第一項ただし書中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

第七十条第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第八号中「第二百条第三項」を「第二百条第二項」に改める。

第七十三条第三項第二号中「第二百条第三項」を「第二百条第二項」に改める。

第八十二条、第百十一条第一項及び第百二十条第一項中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

第百二十二条第一項第三号中「特定資産」の下に「（従たる特定資産を除く。）」を加え、同項第十七号中「定められた特定資産」の下に「（従たる特定資産を除く。）」を加え、同項第十八号を次のように改める。

十八　前号の特定資産につき、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ　土地若しくは建物又はこれらに関する権利若しくは資産であって政令で定めるもの　政令で定める不動産鑑定士によるこれらの資産に係る不動産の鑑定評価の評価額

ロ　イに掲げる資産以外の資産　特定目的会社以外の者であって政令で定めるものが当該資産の価格につき調査した結果

第百二十二条第一項第二十二号、第百五十一条第三項第二号及び第五項、第百五十二条第一項第四号、第百五十三条第三項ただし書、第百五十七条（見出しを含む。）並びに第百五十九条第一項中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

第百六十条第一項第七号中「特定資産」の下に「（従たる特定資産を除く。）」を加え、「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

第百六十一条第二項及び第百八十九条第三号中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

第百九十九条を次のように改める。

第百九十九条　削除

第二百条第二項を削り、同条第三項中「、第一項」を「、前項」に改め、同項に次の一号を加える。

五　従たる特定資産（前各号に掲げる資産に該当するものを除く。）

第二百条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「特定資産」の下に「（従たる特定資産を除く。）」を加え、「この条」を「この項」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とし、同項を同条第三項とする。

第二百一条を次のように改める。

第二百一条　削除

第二百二条中「第二百条第三項及び第四項」を「第二百条第二項及び第三項」に、「同項第五号」を「同項第四号」に改める。

第二百三条中「第二百条第三項及び第四項」を「第二百条第二項及び第三項」に改める。

第二百八条第一項中「特定資産」の下に「（従たる特定資産を除く。）」を加える。

第二百十条中「すべて」を「全て」に、「に限り」を「には」に改め、「特定資産を取得するために必要な」を削る。

第二百十一条を次のように改める。

第二百十一条　特定目的会社が行う資金の借入れであって、前条の規定により行う資金の借入れ以外のものについては、次の各号に掲げる資金の借入れの区分に応じ当該各号に定める場合に限り、行うことができるものとする。

一　特定社債、特定約束手形又は特定借入れに係る債務の履行に充てるための資金の借入れ（当該資金の借入れに係る債務の履行に充てるために更に資金の借入れを行う場合を含む。）　借入期間が一年以内である場合

二　前号に掲げる資金の借入れ以外の資金の借入れ　資産対応証券の発行又は特定借入れを行う場合における一時的な資金繰りのために資金の借入れを行う場合その他投資者の保護に反しない場合として内閣府令で定める場合

第二百十三条及び第二百二十五条第二項第三号中「特定資産」の下に「（従たる特定資産を除く。）」を加える。

第二百二十七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、資産信託流動化計画に記載又は記録された事項の変更であって、特定資産の取得の時期の確定に伴う変更その他の軽微な変更として内閣府令で定めるものについては、この限りでない。

第二百二十七条第二項中「（次条において「変更届出」という。）」を削る。

第二百三十条第一項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「受ける種類の受益権」の下に「（以下この項において「社債的受益権」という。）」を加え、「種類以外の種類の受益権を定めること」を「社債的受益権の元本があらかじめ定められた時期に償還されるものであること、当該社債的受益権に係る受益証券の権利者が権利者集会の決議（次に掲げるものを除く。）について議決権を有しないこと」に改め、同号に次のように加える。

イ　第二百六十九条第一項第一号の承諾を行う権利者集会の決議

ロ　第二百七十三条第一項の権利者集会の決議

ハ　第二百七十四条第一項の権利者集会の決議

ニ　第二百七十五条第一項（第二百七十九条第三項において準用する場合を含む。）の承認を行う権利者集会の決議

ホ　第二百七十六条第一項の権利者集会の決議

ヘ　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十二条の二第一項の承認を行う権利者集会の決議